

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第35号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第114条の規則で定める営業を営む者)</p> <p>第79条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p>	<p>(条例第114条の規則で定める営業を営む者)</p> <p>第79条 条例第114条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業を営む者</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>

第35号様式（第84条関係）

(第1面)

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真	
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
香川県知事			印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のあ
る法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る条例の条項を記載する
こと。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全
部又は一部を裏面に記載することができる。

第35号様式（第84条関係）

表

第 号	
香川県生活環境の保安に関する条例第126条第2項 の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
香川県知事	印

裏

香川県生活環境の保安に関する条例（抜粋）

第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- （1） 特定工場等
- （2） 特定有害物質取扱事業場
- （3） 貯油事業場
- （4） 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- （5） 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地
- （6） 揚水施設を設置している場所
- （7） 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- （8） 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場
- （9） 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- （10） 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- （3） 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

この規則中第35号様式の改正規定は令和3年4月1日から、第79条の改正規定は同年6月1日から施行する。